

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

1 人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、所要の改正を行います。

〔主な改正内容〕

- ・ 自転車等の交通用具使用者に対する通勤手当について、65km以上から100km以上までの区分（5 km刻み）を新設
- ・ 1箇月当たり5千円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ・ 扶養手当の大学生年代の扶養親族の所得限度額を年額150万円へ引上げ

2 この規程は、令和8年4月1日から施行します。